

工事書類簡素化ガイドラインの改正点について

令和5年4月
森林政策課

1 工事書類簡素化ガイドラインについて

建設業協会青年部会（R3.1.28）、長野県土木工事施工管理技士会との意見交換を踏まえて、試行の内容修正、追加を行い、「工事書類簡素化ガイドライン」を策定した。（令和3年4月1日適用）

2 「工事書類簡素化ガイドライン」の改正点

法改正や建設業を取り巻く状況の変化に対応するため、ガイドラインの一部を改正する。

○書類の二重提出の防止

情報共有システムを利用する工事については、紙・電子データの二重提出を求めないこととした。（原則としていた表記を削除）

○下請負人通知書

・建設現場における賃金改善等を推進するため、標準見積の活用や下請業者との契約金額等を把握することとし、下請負人一覧表の作成・提出を必要とした。

○再生資源利用（促進）計画書

・計画書を作成する工事の対象土砂量を $1,000\text{m}^3 \rightarrow 500\text{m}^3$ に修正した。
・COBRISを利用する場合、紙・データ共に提出不要としていたが、法改正により、報告が義務化されたため、提出を必要とした。
・計画について、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示することが義務化されたため、記載を追記した。

○工事関係書類一覧表

・令和5年5月1日適用に修正して掲載した。